

倶楽部 結人 利用規約

一般社団法人 結人(以下「当法人」といいます。)は、当法人が運営する経営者コミュニティ「倶楽部 結人」(以下「本コミュニティ」といいます。)の利用に関して、以下のとおり利用規約(以下「本規約」といいます。)を定めます。

第1条(目的)

本コミュニティは、宮古島を拠点として、会員相互の親睦、ビジネスマッチング、情報交換、および現地での体験活動(アクティビティ)を通じ、会員の事業発展と心身の充実、ひいては地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

第2条(定義)

- 「会員」とは、本規約に同意の上、当法人の定める入会手続きを経て、当法人が入会を承認した個人または法人をいいます。
- 「紹介者」とは、入会希望者を推薦する既存の会員をいいます。

第3条(会員の地位)

- 本コミュニティの会員資格は、当法人が提供するサービスの利用者としての地位であり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の「社員(構成員)」としての地位を有するものではありません。したがって、会員は当法人の総会における議決権を有しません。

第4条(入会資格および手続き)

- 本コミュニティは完全紹介制です。入会には、既存会員1名以上の推薦を必須とします。
- 入会希望者は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。(1) 法人の代表者、役員、またはこれらに準ずる決裁権を持つ個人事業主であること。(2) 本規約および本コミュニティの趣旨に賛同できること。(3) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者)に該当しないこと。
- 当法人は、独自の基準により入会審査を行います。審査の結果、入会をお断りする場合があります、その理由は開示しません。

第5条(会費等)

- 会員は、当法人が別途定める入会金および年会費(以下「会費等」といいます。)を、当法人が指定する方法および期日までに支払うものとします。
- **既納の会費等は、会員の退会、除名、その他の理由のいかんを問わず、一切返還しません。**日割り計算等による返金も行いません。
- 会費等の金額および支払条件は、経済情勢の変動等により改定される場合があります。

第6条(ツアー・アクティビティおよび免責)

- 当法人が企画する宮古島等でのイベントやアクティビティ(以下「イベント等」といいます。)において、宿泊や運送(航空券・貸切バス等)の手配が必要な場合、当法人は旅行業法に基づく旅行業務を行わず、以下のいずれかの形態をとります。(1) 現地集合・現地解散を原則とし、宿泊・運送手段は会員自身が手配する。(2) 提携する正規の旅行業者を会員に紹介し、会員は当該旅行業者と直接契約を締結する。
- イベント等への参加中(移動中を含む)に発生した事故、怪我、病気、盗難、紛失等のトラブルについて、当法人の故意または重過失による場合を除き、当法人は一切の責任を負いません。
- 台風、地震等の天災地変、交通機関の遅延・運休等によりイベント等が中止または変更となった場合、当法人はこれにより会員に生じた損害(キャンセル料等)を補償しません。

第7条(ビジネスマッチングおよび免責)

1. 当法人は、会員間の交流およびビジネスマッチングの機会を提供しますが、会員間で行われる商談、契約、金銭の授受、業務提携等について、その成約や成果を保証するものではありません。
2. 会員間の取引に関して紛争や損害が生じた場合、当事者同士で解決するものとし、当法人は一切関与せず、また一切の責任を負いません。

第8条(禁止事項)

会員は、以下の行為を行ってはなりません。

1. 法令、本規約、または公序良俗に反する行為。
2. マルチ商法(MLM)、ネットワークビジネス、宗教活動、政治活動への勧誘行為。
3. 他の会員への強引な営業行為、ハラスメント行為、誹謗中傷、その他迷惑をかける行為。
4. 本コミュニティの運営を妨害する行為、または当法人の信用を毀損する行為。
5. その他、当法人が不適切と判断する行為。

第9条(秘密保持)

会員は、本コミュニティの活動を通じて知り得た他の会員の非公開情報(事業上の秘密、プライバシー情報等)を、当該会員の事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはなりません。この義務は退会後も継続します。

第10条(肖像権等の取り扱い)

当法人がイベント等の活動風景を撮影した写真や動画について、会員は、当法人がこれらを活動報告や広報目的(ウェブサイト、SNS、パンフレット等への掲載)で利用することにあらかじめ同意するものとします。ただし、個別に掲載不可の申し出があった場合は配慮するものとします。

第11条(退会および会員資格の喪失)

1. 会員は、当法人所定の手続きを行うことにより、いつでも退会することができます。ただし、既納の会費は返還されません。
2. 当法人は、会員が以下のいずれかに該当した場合、催告なく会員資格を取り消し、強制的に退会(除名)させることができます。(1) 第8条(禁止事項)に違反した場合。(2) 会費等を滞納し、督促に応じない場合。(3) 当法人の名誉を著しく傷つけた場合。(4) その他、会員として不適当と当法人が判断した場合。

第12条(管轄裁判所)

本規約に関する一切の紛争については、那覇地方裁判所(または宮古島支部)を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上